# 平成27年度 国民年金保険料の 免除申請の受付を開始します

国民年金には、経済的な理由で保険料を納めるのが困難な方に、申請により保険料の納付が免除・猶予 される制度があります。保険料の免除・猶予申請を希望される方は申請の手続きをしてください。

### ●申請場所

保険年金課・旧支所の地域市民センター 草津年金事務所国民年金課

### ●申請に必要なもの

- ・年金手帳(お持ちの方)
- 認印
- 〔退職された方のみ〕 雇用保険離職票もしくは雇用保険受給資格者証

#### ●その他

免除・納付猶予での「年度」は、7月~翌6月までで す。学生である(であった)期間は「学生納付特例制度」 をご利用ください。

申請期限が迫っている保険料	
(保険料)年月分	申請期限
平成25年5月分	平成27年 7月 1日(水)
平成25年6月分	平成27年 7月31日(金)
平成25年7月分	平成27年 9月 2日(水)
平成25年8月分	平成27年 9月30日(水)
平成25年9月分	平成27年10月30日(金)

※平成26年4月より、申請時から2年1カ月前までの期 間について、さかのぼって申請することができるよう になりました。申請を希望される方はすみやかに手 続きをしてください。

詳しくはお問い合わせください。

草津年金事務所国民年金課 ☎077-567-2220 甲賀市役所保険年金課 ☎65-0688 / 園63-4618

被保険者の方の保険料の本算定を

平成26年分の所得が確定したこ

後期高齢者医療制度の

## 保険料額の計算式

※均等割額・所得割率は昨年と同じ料率です。

年間保険料

(上限額57万円)

П

均等割額 44.886円

+

所得割額

平成26 年中の総所得金額等 基礎控除額(33万円)

の被扶養者だった方には、保険料の軽減があります。

は郵便でお知らせします の額や、お支払いの方法について 行いました。お一人ごとの保険料 成27年度の保険料は平成26年中の所 得割額)」の合計額になります。 等割額)」と「所得に応じた保険料 一人あたりの定額の保険料 保険料の額は? 均 亚

※所得の低い方や、被保険者となる前日に職場の健康保険

付書や督促状がないかもう一度いただいています。ご自宅に納一人おひとりから保険料を納付 付書や督促状がない 保険料の未納が続きます あれば早急にお支払い この制度では、 いただき、 します。 未納の保険料

ません か

被保険者の

通知書の 保険料の納め忘れは ただきます いただく「普通徴収」があります。 口座振替か納付書でお支払い の欄に金額が記載されて □座振替や納付書でお支 ただきます その金額を年 の欄に金額が 金

年金からお支払い 保険料の支払方法は? ただく 「特別

# 子育て世帯臨時特例給付金のご案内

消費税率引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯 に対して、臨時特例的に子育て世帯臨時特例給付 金を支給します。

#### 【支給対象者】

平成27年6月分の児童手当を受給されている方 ※特例給付(平成26年中の所得が児童手当の所得 制限限度額以上の方に児童1人当たり

月額5,000円を支給されているもの)を受給さ れている方は対象となりません。

#### 【対象児童】

支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象 となる児童

## 【支給額】

対象児童1人につき 3,000円 (1回限りの支給)

#### 【申請方法】

◎申請期間

平成27年8月3日(月)から平成27年10月30日(金)まで

◎申請・受付場所

郵送または各地域市民センター、市民窓口セン ター、こども応援課

- ※甲賀市子育て世帯臨時特例給付金申請書は受付 開始時期に該当者へ市から送付します。
- ※公務員の方は、勤務先で案内があります。

こども応援課 ☎86 - 8423/國86 - 8029

## 臨時福祉給付金のご案内

昨年4月からの消費税8%への引き上げに伴い、 所得の低い方々の負担を緩和するため、暫定的・ 臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給します。

#### 【支給対象者】

基準日(平成27年1月1日)に市の住民基本台帳 に登録され、平成27年度の市民税(均等割)が課 税されていない方。

※ただし、ご自身を扶養している方が課税されてい る場合や、生活保護制度の被保護者となってい る場合は支給対象となりません。

## 【支給額】

支給対象者1人につき6,000円(1回限りの支給)

#### 【申請方法】

○申請期間

平成27年8月3日(月)から平成27年10月30日(金)まで

◎申請・受付場所

郵送または各地域市民センター、市民窓口セン ター、社会福祉課

※甲賀市臨時福祉給付金申請書(請求書)は受付開 始時期に、支給対象となる可能性のある方の世 帯に送付します。

社会福祉課 ☎65 - 0700 / 園63 - 4085

臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金のどちらの要件にも該当する方については、 2つの給付金を両方とも受け取ることができます!

## 給付金にかかる詐欺や個人情報をだまし取る手口にご注意を!!



- 市の職員がATM(銀行・コンビニ等の現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市の職員が臨時福祉給付金を支給するために、手数料などの振込をもとめることは絶対にありません。 ご自宅や職場などに市(の職員)等をかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず社会福祉課や こども応援課、最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

かいこうかい 平成 27 年 7 月 1 日

9/壓63-4618後期高齢者医療係